

生活保護ってどういうもの？

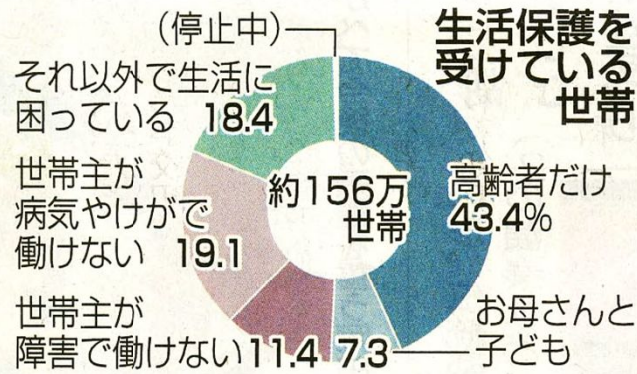
経済的に苦しい世帯支援



生活保護費が減らされると
ニユースでやっていただけ、
生活保護とはどういうことな
のだろう。

憲法25条は、すべての国民
に「健康で文化的な最低限度
の生活を営む権利」があると
定めています。生存権と言
います。

世の中には、病気や高齢に
なって働けなくなった人や一
家を支えていた夫が亡くな
り、困っている女性や子ども



たちがたくさんいます。生存
権を実現するため、こうした
人たちのくらしを経済的に応
援しようというのが生活保護
制度です。

生活保護法は、困っている
程度におうじて必要な生活
費、住宅費、教育費、医療費
などを支援するとしていま
す。

住んでいる場所や収入が同
じ「世帯」単位で支援し、対
象は①65歳以上の高齢者だけ
②お母さんと子ども③世帯を
支える人(世帯主)が障害で
働けない④世帯主が病気やけ
がで働けない⑤それ以外で生
活に困っているーなどの世帯
です。

支援を受けているのは約1
56万世帯の約214万人
で、人口の2%足らずです。
①④が8割以上を占めてい
ます(昨年10月のまとめ)。
ちゃんと働けるのに支援を
受けたケースがあるなどとし
て、生活保護費を減らすこと
が決まりましたが、本当に困
っている家庭への影響は大き
いでしょう。

(監修 細野敦弁護士)